

府中町人権教育推進計画【概要】

(平成28年9月作成)

現状と背景

これまで、府中町教育委員会としては、学校教育及び社会教育を通じて様々な人権教育・啓発施策を行ってきたところである。一方、国際化、情報化、少子高齢化などの急速な社会進展に伴って、新たな取組も必要となってきたことから、新たに、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、府中町人権教育推進計画を策定するものである。

人権教育の推進に係る関係法令等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	(平成12年12月)
「人権教育・啓発に関する基本計画」	(平成14年 3月)
「広島県人権教育・啓発指針」	(平成14年 5月)
「広島県人権教育推進プラン」	(平成14年12月)

目標

府中町教育委員会では、これらの関係法令等を踏まえ、命を大切にし、人間を尊重するという原則のもと、すべての関係者が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う人間づくりを目標として、人権教育の推進を図る。

人権教育・啓発の基本的在り方

- ・実施主体間の連携と町民に対する多様な機会の提供
- ・発達段階を踏まえた効果的な方法による実施
- ・町民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発の推進方策

学校教育分野

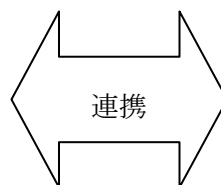
実施主体

教育委員会

町立小中学校

取組

- ・指導方法の改善及び充実
- ・人権尊重精神の涵養
- ・多様な体験活動機会の充実
- ・教職員の資質向上



社会教育分野

実施主体

教育委員会

社会教育施設・社会教育関係団体等

取組

- ・家庭教育の充実、相談体制の整備
- ・多様な体験活動機会の充実
- ・参加体験型学習プログラムの活用
- ・指導者の養成